

第4節

沖縄に所在する在日米軍施設・区域

沖縄は、先の大戦で、住民を巻き込んだ地上戦が行われた地であり、本土と異なり、米軍が単独で占領した。その後、朝鮮戦争の勃発^{ほっぱつ}などの東アジア情勢にかんがみ、1950年代を中心に米軍により土地が接収^{せつしゅう}され、基地が整備された。このような歴史的経緯により、基地、演習場、後方支援施設などが県内に所在している。

沖縄は、東アジアの各地域に対して、米本土やハワイ、グアム島からよりも距離的に近い^ほため、この地域内で緊急な展開を必要とする場合に、迅速な対応が可能である。また、わが国の周辺諸国との間に一定の距離があるという地理上の利点を有しており、これらが、緊急事態への一次的な対処を担当する海兵隊をはじめとする米軍が沖縄に駐留する主な理由として考えられる。

一方、沖縄県に在日米軍施設・区域が集中し、県民生活に多大の影響が出ているのも事実であり、その整理・統合・縮小をはじめとする沖縄に関連する諸課題については、内閣の最重要課題の一つとして政府を挙げて取り組んでいる。防衛庁も、従来から、日米安保条約の目的達成と地元の要望との調和を図りつつ、問題解決のため様々な施策を行い、鋭意努力してきている。

なかでも、日米両国政府がまとめた「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO) Special Action Committee on Okinawa 最終報告の内容を着実に実現することが、沖縄県民の負担軽減のためには最も確実な道であると考えており、引き続き、その的確かつ迅速な実現に向けて努力を続けている。

本節では、沖縄に所在する在日米軍施設・区域に関する政府の取組について説明する。

1 SACO設置以前における整理・統合・縮小への取組

72(昭和47)年、沖縄の復帰に伴い、政府は、日米安保条約に基づき、83施設、約278km²を在日米軍施設・区域(専用施設)として提供した。一方、沖縄県に在日米軍施設・区域が集中し、地域の振興開発や計画的発展に制約が生ずるとともに、県民生活に多大の影響が出ているとして、その整理・縮小が強く要望されてきた。

このような状況を踏まえ、日米両国は、地元の要望の強い事案を中心に、整理・統合・縮小の努力を継続的に行ってきた。72(同47)年の佐藤・ニクソン共同発表における確認事項¹を踏まえ、73(同48)年、74(同49)年、76(同51)年の日米安全保障協議委員会(SCC) Security Consultative Committee において、沖縄県における在日米軍施設・区域の整理統合計画が了承された。また、90(平成2)年、いわゆる23事案²については、返還に向けて必要な調整・手続を進めることにつき、日米合同委員会で合意した。一方、県民の強い要望である、いわゆる沖縄3事案³についても、95(同7)年の日米首脳会談での意見の一致により、解決に向けて努力することになった。

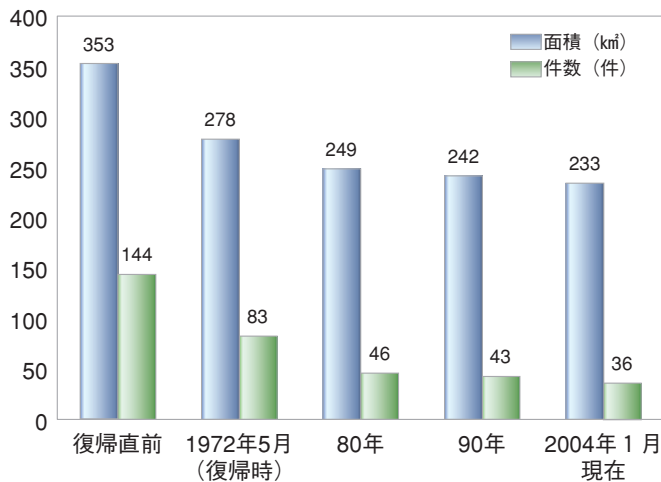
以上のような取組の結果、沖縄復帰時に83施設、約278km²であった在日米軍施設・区域(専用施設)は、本年1月現在、36施設、約233km²となっている。しかしながら、依然、面積にして在日米軍施設・区域(専用施設)の約75%が沖縄県に集中し、県面積の約10%、沖縄本島の約18%を占めている状況となっている。

1 「在沖米軍施設・区域、特に人口密集地域及び産業開発と密接な関係にある地域に所在するものが、復帰後できる限り整理縮小されることが必要である」(佐藤総理)こと。「双方に受諾し得る施設・区域の調整を日米安保条約の目的に沿いつつ復帰後行うに当たって、これらの要素は十分に考慮する。」(ニクソン大統領)こと。

2 資料56(p410)参照。

3 那覇港湾施設の返還、読谷補助飛行場の返還、県道104号線越え実弾射撃訓練の移転。

沖縄在日米軍施設・区域（専用施設）の件数及び面積の推移



2 SACO設置以降の在日米軍施設・区域にかかわる問題解決への取組

SACO設置などの経緯

95（平成7）年に起きた不幸な事件¹や、これに続く沖縄県知事の駐留軍用地特措法に基づく署名・押印の拒否などを契機として、全国的にも沖縄に関する諸問題に対する世論の関心が高まった。

政府は、沖縄県民の負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考えの下、沖縄県の将来発展のため、在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払うとともに、振興策についても全力で取り組むこととした。そして、沖縄県に所在する米軍施設・区域にかかわる諸課題を協議する目的で、同年、国と沖縄県との間に「沖縄米軍基地問題協議会」を、また、日米間にSACOを設置した²。

その後、約1年をかけて集中的な検討が行われ、96（同8）年、いわゆるSACO最終報告³が取りまとめられた。

SACO最終報告の概要

SACO最終報告の内容は、土地の返還（普天間飛行場など計6施設の全部返還、北部訓練場など5施設の一部返還）、訓練や運用の方法の調整（県道104号線越え実弾射撃訓練の本土演習場での分散実施など）、騒音軽減、地位協定の運用改善である。SACO最終報告が実施されることにより返還される土地は、沖縄県に所在する在日米軍施設・区域の面積の約21%（約50km²）に相当し、復帰時からSACO最終報告までの間の返還面積約43km²を上回るものとなる。

政府は、96（同8）年、SACO最終報告について、法制面や経費面を含め、適切な措置を講ずることを閣議決定した。防衛庁は、閣議決定の趣旨を踏まえ、関係省庁とも協力しつつ、引き続き米側と緊密に協議し、その実施に取り組んできた。

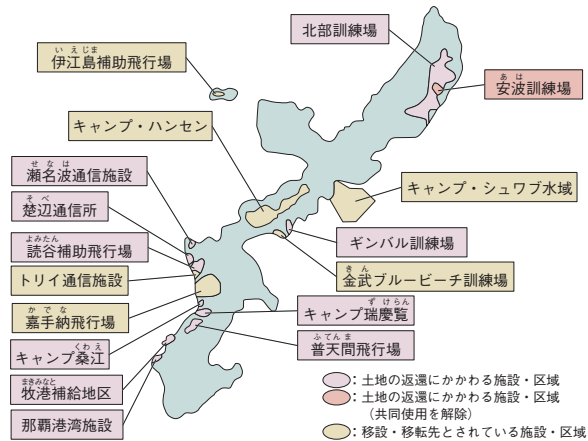
¹ 95（平成7）年9月4日の事件（防衛年表参照）。

² その他、在日米軍施設・区域にかかわる問題解決への取組
1) 「沖縄問題についての内閣総理大臣談話」（96（平成8）年閣議決定）に基づき、国と沖縄県の協議母体として、内閣官房長官が主宰する「沖縄政策協議会」が設置され、沖縄に関連する基本政策を協議。

2) 沖縄米軍基地所在市町村の今後の在り方を展望していくため、96（平成8）年、内閣官房長官の懇談会として「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会」が開催され、政府は、同懇談会からの提言を受け、さらに有識者からの助言を踏まえ、各種事業を実施。

³ 資料57（p411）参照。

SACO最終報告関連施設・区域



SACO最終報告の進捗状況

SACO最終報告の実現に取り組んできた結果、土地の返還については、安波訓練場、キャンプ桑江の一部（北側：約38ha）の返還が実現したほか、普天間飛行場の返還など8事案について地元の了解が得られ、その一部について移設工事を行っているなど、11事案のうち9事案が着実に進捗している。また、土地の返還以外の案件についても、そのほとんどが実現している。

防衛庁は、今後とも沖縄県知事などの考えを十分に聞き、地元の理解と協力を得ながら、SACO最終報告の実現に向け、最大限の努力を払っていくこととしている。

(1) 普天間飛行場の返還

普天間飛行場は、市街地にあり危険であるとの沖縄県民の強い返還要望を出発点として、日米間で首脳レベルによる交渉を行った結果、県内に施設を移設し返還することを合意した。沖縄県知事は、代替施設の候補地の検討を続けてきた結果、99（同11）年、移設候補地を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」に決定した旨を表明し、名護市に理解と協力を要請した。これを受け、同年、名護市長が受入れを表明した。

こうした中、沖縄県と地元からは、住民生活や自然環境への特別の配慮、代替施設の使用期限の設定、移設先と周辺地域の振興、沖縄県北部地域の振興と駐留軍用地跡地の利用促進などの要望が寄せられている。

政府は、こうした経緯や要望を踏まえ、同年、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」⁴を閣議決定し、今後の取組方針を明らかにした。

この閣議決定に基づき、代替施設については、規模、工法、具体的建設場所など基本計画策定に必要な事項について、政府、沖縄県、地元地方公共団体との間で協議を行う「代替施設協議会」が00（同12）年に設置され、基本計画の策定に向けて鋭意協議が進められた。その結果、02（同14）年7月、「普天間飛行場代替施設の基本計画」が策定された。

また、代替施設について、地域の住民生活と自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を行いつつその円滑な建設を推進することを目的として、政府、沖縄県、地元地方公共団体との間で協議を行う「代替施設建設協議会」が、昨年1月に設置され、同月、第1回会合が、同年12月、第2回会合が開催された。防衛庁は、同協議会での議論も踏まえ、環境影響評価について方法書に係る所定の手続を進めるとともに、建設場所が非常に複雑な地形であることから、代替施設の護岸構造の検討に必要なデータ⁵の収集を目的として、建設場所周辺海域において現地技術調査を進めてきているなど、代替施設の

4 資料59（p414）参照。

5 海底の地形・地質、気象、波浪などのデータ。

基本計画の着実な実施に取り組んでいるところである。

さらに、政府は、沖縄県や地元地方公共団体との間で「移設先及び周辺地域振興協議会」や「北部振興協議会」を設置し、移設先を中心とする沖縄県北部地域の振興などを協議し、各種の事業を採択している。また、同様に「跡地対策協議会」を設け、駐留軍用地跡地の利用の促進について協議を行っている。

普天間飛行場代替施設の基本計画

普天間飛行場代替施設の基本計画について	
	平成14年 7月29日
「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（平成11年12月28日閣議決定）に基づき、普天間飛行場代替施設の基本計画を次のとおり定める。	
1	規模
(1)	滑走路
ア	普天間飛行場代替施設（以下「代替施設」という。）の滑走路の数は、1本とする。
イ	滑走路の方向は、おおむね真方位N55°Eとする。
ウ	滑走路の長さは、2,000メートルとする。
(2)	面積及び形状
ア	代替施設本体の面積は、最大184ヘクタールとする。
イ	代替施設本体の形状は、おおむね長方形とする。長さ約2,500メートル、幅約730メートルとする。
2	工法
	代替施設の建設は、埋立法で行うものとする。
3	具体的建設場所
	代替施設の具体的建設場所は、辺野古集落の中心（辺野古交番）から滑走路中心線までの最短距離が約2.2キロメートル、平島から代替施設本体までの最短距離が約0.6キロメートルの位置とする。（別図：略）
	なお、同位置については、海底地形調査に基づく設計上の考慮や環境影響評価等を踏まえ、最終的に確定する。
4	環境対策
	代替施設の建設に当たっては、環境影響評価を実施するとともに、その影響を最小限に止めるための適切な対策を講じる。

(2) 那覇港湾施設の返還

那覇港湾施設の移設・返還について、移設予定地とされた浦添市では、01（同13）年11月、市長が移設受入れを表明した。これを受け、政府と地元地方公共団体との間に、「那覇港湾施設移設に関する協議会」（移設協議会）などを設置し、同港湾施設の移設・返還を円滑に推進するための協議を進めているところである。

なお、昨年3月、同港湾施設の移設予定地である那覇港浦添埠頭地区を含む那覇港港湾計画が改訂されたことから、同年7月の日米合同委員会において、95（同7）年に合意されていた代替施設の位置と形状の修正合意が行われた。また、本年1月に開催された第6回移設協議会において、今後も移設に関連する諸措置について協議を行っていくことが確認された。

防衛庁は、今後とも、同協議会などの場で、代替施設の整備と民間港湾の整備計画との整合性を図りつつ、関係機関と協議を進め、同港湾施設の移設・返還の実現に向けて取り組んでいくこととしている。

(3) 北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設

北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設について、関係する国頭村と東村の理解が得られ、7か所のヘリコプター着陸帯の移設などの後、北部訓練場の過半を返還することを、99（同11）年の日米合同委員会で合意した。

防衛庁は、沖縄本島北部の自然環境の保全に十分配慮するとの観点から、平成10年度から平成11年度にかけて、ヘリコプター着陸帯の移設候補地とその周辺などで環境調査を行った。その結果、この調査区域に、特記すべき種⁶が多数確認されたことから、より自然環境に与える影響が少ない移設先候補地の有無などを調査するため、環境調査を継続する必要があると判断し、02（同14）年11月から新たな調査区域などで調査を実施している。

⁶ 国又は沖縄県指定の天然記念物と「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物」（00（平成12）年環境庁）又は「沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物」（96（同8）年沖縄県）などに記載されている種。

ヘリコプター着陸帯の移設に当たっては、自然環境に与える影響を最小限にとどめるため、今後とも、環境省、沖縄県など関係機関との調整を図りつつ、適切に対応していくこととしている。

(4) 県道104号線越え実弾射撃訓練の本土移転

沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施は、本土5演習場において、関係地方公共団体などの理解と協力を得て、平成9年度から行われている⁷。今後も防衛庁は、実弾射撃訓練が円滑にできるよう努力していくこととしている。

⁷ 本年度は、7月下旬から8月中旬に矢白別、9月に東富士、11月下旬から12月中旬に土城寺原、来年1月下旬から2月中旬に日出生台の各演習場で訓練が行われる予定である。



本土（日出生台演習場）において実弾射撃訓練を行う在日米軍

在日米軍跡地の利用促進などへの取組

在日米軍跡地について、防衛庁は、従前より、沖縄県の均衡ある発展や住民の生活の安定、福祉の向上に資するため、駐留軍用地返還特措法⁸に基づき、給付金の支給などを行ってきた。また、02（同14）年3月に成立した沖縄振興特別措置法により、大規模跡地給付金と特定跡地給付金をそれぞれ支給する制度が創設⁹され、昨年10月、キャンプ桑江北側地区などの跡地が、特定跡地給付金の支給対象となる特定跡地として指定されたところである。

一方、普天間飛行場の返還跡地については、原状回復措置と大規模跡地給付金の支給などの取組方針が取りまとめられたところであり、政府は、今後、この方針に基づき、県や市と連携・協力して、跡地利用の促進と円滑化などに取り組んでいくこととしている。

⁸ 正式名称は、「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」。

⁹ 大規模跡地の円滑な利用を促進し、市街地の計画的な開発整備に伴う所有者などの負担の軽減、及び特定跡地の円滑な利用を促進し、原状回復に相当の期間を要することに伴う所有者などの負担の軽減を図ることを目的とする。

SACO最終報告の進捗状況

1 土地の返還

施設名など	進捗状況
普天間飛行場	<ul style="list-style-type: none"> 99（平成11）年12月、移設に係る政府方針について閣議決定。 00（同12）年8月、「代替施設協議会」を設置。 02（同14）年7月、第9回「代替施設協議会」で基本計画（案）を決定し、同日、政府において基本計画を決定。 昨年1月、「代替施設建設協議会」を設置。
北部訓練場	<ul style="list-style-type: none"> 99（同11）年4月、ヘリコプター着陸帯7か所を移設などの後、返還することで日米合同委員会合意。 01（同13）年1月、環境調査の概要などを公表。 02（同14）年6月、継続環境調査の実施区域などを発表。 現在、継続環境調査実施中（02（同14）年9月～）。
安波訓練場	<ul style="list-style-type: none"> 98（同10）年12月、全部返還済み。
ギンバル訓練場	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き調整中。
楚辺通信所	<ul style="list-style-type: none"> 99（同11）年4月、アンテナ施設などのキャンプ・ハンセンへの移設後、返還することで日米合同委員会合意。 現在、移設工事実施中（01（同13）年9月～）。
読谷補助飛行場	<ul style="list-style-type: none"> 99（同11）年10月、パラシュート降下訓練の移転について日米合同委員会合意。 02（同14）年10月、楚辺通信所の移設完了後、返還することで日米合同委員会合意。
キャンプ桑江	<ul style="list-style-type: none"> 99（同11）年3月、北谷町は、学校施設などの移設について了承。 00（同12）年7月、宜野湾市は、海軍病院の移設について了承。 02（同14）年7月、青少年センター提供。 昨年3月、北側部分（約38ha）返還。 現在、海軍病院の移設に向け調整中。
瀬名波通信施設	<ul style="list-style-type: none"> 02（同14）年3月、アンテナ施設などのトリイ通信施設への移設後、大部分返還することで日米合同委員会合意。 現在、移設工事実施中（昨年12月～）
牧港補給地区	<ul style="list-style-type: none"> 国道58号線拡幅について、関係機関と引き続き調整中。
那覇港湾施設	<ul style="list-style-type: none"> 01（同13）年11月、浦添市は、移設について了承。 同年11月、「那覇港湾施設移設に関する協議会」など3協議会を設置。 昨年1月、第4回「那覇港湾施設移設に関する協議会」で代替施設の位置・形状案を確認。 同年7月、平成7年の日米合同委員会において合意された代替施設の位置・形状について修正合意。
住宅統合	<ul style="list-style-type: none"> 99（同11）年4月、第一段階（キャンプ瑞慶覧ゴルフレンジ地区における住宅などの整備）の措置について日米合同委員会合意。 02（同14）年2月、第二段階（サダ地区における住宅等の整備）の措置について日米合同委員会合意。 02（同14）年7月、第一段階（ゴルフレンジ地区）の高層住宅2棟提供（一部付帯施設は工事中）。 現在、第二段階の建物工事実施中（昨年1月～）。 本年3月、第三段階（北谷東地区における住宅などの整備）の措置について日米合同委員会合意。

2 訓練及び運用の方法の調整

事項	進捗状況
県道104号線越え実弾射撃訓練	<ul style="list-style-type: none"> 平成9年度に本土の5演習場に移転済み。
パラシュート降下訓練	<ul style="list-style-type: none"> 00（同12）年7月以降、伊江島補助飛行場において移転訓練を実施。

3 騒音軽減措置の実施

事項	進捗状況
KC-130航空機の岩国飛行場への移駐	<ul style="list-style-type: none"> 97（同9）年2月、山口県、岩国市及び由宇町は移駐受入容認。
嘉手納飛行場の海軍駐機場の移転	<ul style="list-style-type: none"> 昨年7月、沖縄市は移転について了承。
嘉手納飛行場における遮音壁の設置	<ul style="list-style-type: none"> 00（同12）年7月、提供済み。



予備自衛官等制度

予備自衛官制度の発足と員数の変遷

自衛隊発足に当たって、諸外国と同様に予備の要員が必要であることから、新たに予備自衛官制度を設けることとなった。この制度の下、自衛隊創設と同じ54（昭和29）年7月、予備自衛官の募集が正式に開始された。同年10月に6人採用したのを皮切りに、昭和35年度末までに、15,000人に対し、14,850人の人員を確保するに至った。

また、当初陸自のみに置かれていた予備自衛官制度は、昭和45年度に海自（当初員数300名）、昭和61年度に空自（当初員数300名）にも導入された。その員数は、昭和63年度に陸自46,000人、海自1,100人、空自800人の計47,900人となってからは、増減なく現在に至っている。



第2回予備自衛官招集訓練において身体検査を受ける隊員（56（昭和31）年8月）

女性自衛官、幹部自衛官などの予備自衛官への採用

女性自衛官は、自衛隊発足当初から看護師として採用されており、女性の予備自衛官への採用についても制度発足と同時に開始された。昭和40年頃までは毎年3～4人程度の採用であったが、昭和40年代に入り逐次増加してきた。なお、看護師以外の女性予備自衛官については、95（平成7）年3月から採用を開始し、昨年度末における女性予備自衛官は、約1,100人である。

幹部自衛官の予備自衛官への採用については、昭和36年度から尉官を10人採用した。佐官（2・3佐）予備自衛官が採用されたのは、医官、看護師などの衛生職種では平成14年度からであり、衛生関係以外の一般での採用は本年度から行われている。

即応予備自衛官と予備自衛官補制度の導入

防衛大綱により陸自の一部の部隊については、即応予備自衛官を主体として編成することが定められ、平成9年度から採用が開始された。即応予備自衛官の員数については、防衛大綱別表で15,000人とされているが、昨年度末の員数は7,668人である。

自衛官未経験者の志願に基づき採用される予備自衛官補は、平成14年度から採用が開始された。昨年度末の員数は680名である。

予備自衛官50周年の取組について

予備自衛官制度は、本年で50周年の節目を迎える。防衛庁・自衛隊は、制度に対する部内外の一層の理解と協力を獲得するため、本年に予備自衛官50周年記念中央訓練や記念祝賀会、日米予備役懇談会などの開催を予定している。

YOBIJI50th

予備自衛官50周年のロゴ・マーク



募集にみる50年

募集業務は、警察予備隊の発足に伴い、昭和25年度から開始され、昭和28年度までは各駐屯地で実施されていたが、54（昭和29）年の防衛庁発足の際、自衛官の募集を主な任務とする地方連絡部を設置することとし、じ後、昭和31年度までに北海道に4つ、各都府県に1つが設置された。

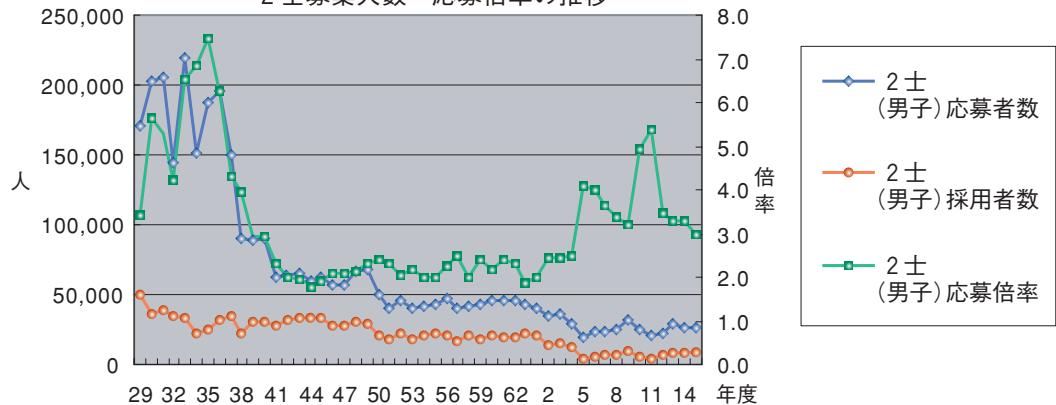
当初は、昭和35年度に、2士男子の応募倍率が7.5倍に達するなど募集環境は良好であったが、高度経済成長期に入った昭和44年度には、1.8倍にまで落ち込むなど募集難が続くようになり、2士男子の応募倍率は、その後も、石油危機以降の雇用情勢の悪化にもかかわらず、進学率の向上に伴う若年労働力の慢性的な不足の影響などを受け、平成4年度に至るまで厳しい状況であった。このような厳しい募集環境に配慮し、昭和50年度には、資質の高い長期勤務者を確保し、自衛隊の中堅である曹の基幹要員を確保するため、非任期制の2士として採用した者を2年間の教育訓練で3曹に昇任させる一般曹候補学生制度を発足させた。さらに、平成2年度には、入隊時から曹候補者として非任期制隊員の身分を与え長期勤務し得ることを保証する曹候補士制度を導入した。

このような努力や隊員に対する処遇改善策に加え、景気低迷に伴う雇用情勢の悪化、さらには、災害派遣や国際平和協力業務の実施などを通じた自衛隊に対する国民の理解と認識の深まりなどにより、近年、募集状況は堅調に推移している。しかし、2士男子の募集対象となる18歳以上27歳未満の人口が減少していることや、高校卒業者の進学率の増加が見込まれることから、中長期的な募集環境は厳しいものになると予想されており（5章3節1（p294））、質の高い人材を確保するための一層の努力が求められている。



第1期自衛隊生徒の着隊風景（55（昭和30）年4月 神奈川県横須賀市）

2士募集人数・応募倍率の推移





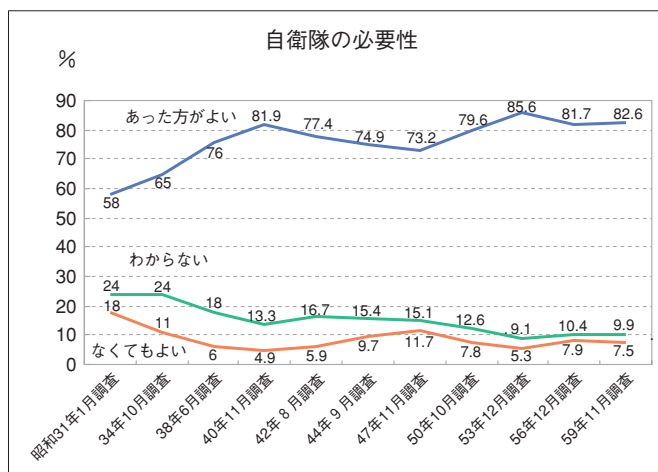
国民の自衛隊・防衛問題に対する意識の変遷

わが国の防衛は、自衛隊のみで果たせるものではなく、広く国民的基盤に立ち、国民各層の理解と支持があって初めて成り立つものである。このような観点から、わが国の防衛を考える上で、自衛隊・防衛問題に関する国民の意識動向を把握するとともに、防衛施策の推進にあたっては、広く国民の理解を求めていく必要がある。

内閣府は、これまで自衛隊や防衛問題に関する世論調査を行ってきており、これにより、時代の変遷に伴う国民意識の推移を伺い知ることができる。ここでは、これまでの調査結果をもとに国民の自衛隊・防衛問題に関する意識の変遷を紹介する。

自衛隊の必要性

自衛隊の必要性については、「あった方がよい」と答えた者の割合は、自衛隊発足間もない56（昭和31）年調査の6割弱から増加し、66（同41）年調査では8割を超えた。その後、一時期7割台に減少したものの、75（同50）年以降は8割台の高水準で推移した。この結果から、災害派遣などの各種活動を通じ、国民の大多数が自衛隊の存在を必要なものと考えられるようになったことが読み取れる。なお、84（同59）年の調査を最後に本質問は設けられていない。

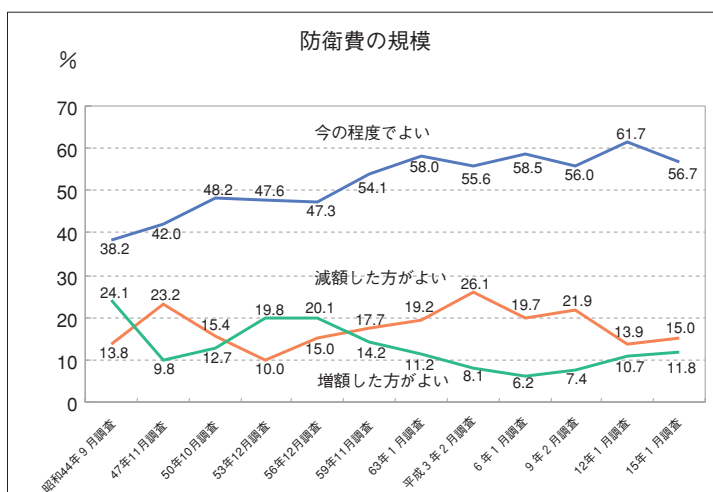


この結果から、災害派遣などの各種活動を通じ、国民の大多数が自衛隊の存在を必要なものと考えられるようになったことが読み取れる。なお、84（同59）年の調査を最後に本質問は設けられていない。

（注）昭和31年～同38年の調査では、「あった方がよい」には「あった方がよい」と「あっても良い」を含み、「ない方がよい」には「ない方がよい」と「なくてもよい」を含む。

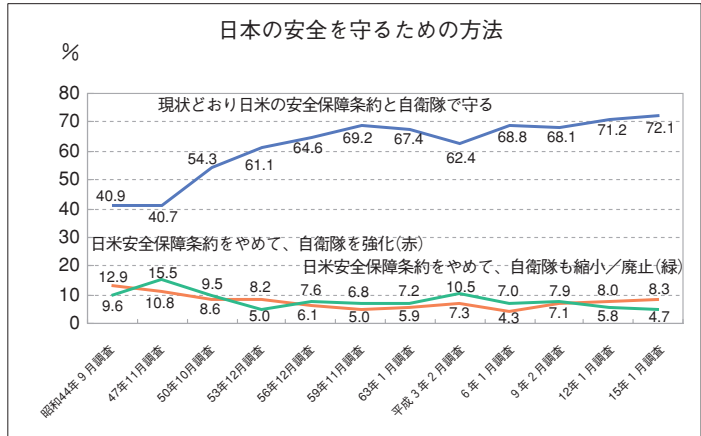
防衛費の規模

「今の程度でよい」と回答した者の割合が、69（同44）年の調査開始時の約4割から増加を続けており、88（同63）年の調査以降は、多少の増減はあるものの、全体の約6割を占めている。この結果から、これまでのわが国の防衛力整備について、広く国民の理解が得られ、支持されているものと考えられる。



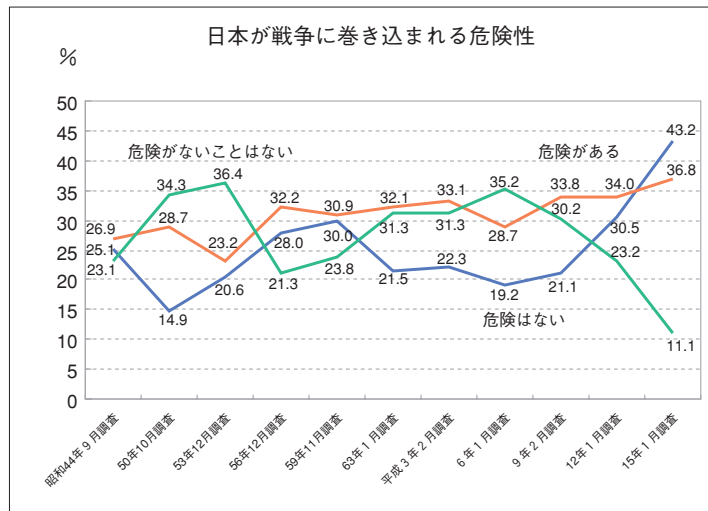
日本の安全を守るための方法

これまで、わが国は、自ら適切な規模の防衛力を保有するとともに、日米安全保障体制を堅持することを、防衛政策の基本としてきたところである。「日本の安全を守るためにはどのような方法をとるべきか」との問いに対して、「現状どおり日米の安全保障体制と自衛隊



で日本の安全を守る」と回答した者の割合が、69（同44）年の調査開始時の約4割から着実に増加し、03（平成14）年の調査からは7割を超えている。このことは、国民の大多数がわが国の基本的な防衛政策を支持していることを表しているといえる。

日本が戦争に巻き込まれる危険性



「日本が戦争に巻き込まれる危険性があると思うか」との問いに対しては、69（昭和44）年の調査開始から、「危険がある」「危険がないことはない」「危険はない」と答えた者の割合が、それぞれ1～4割台で増減を繰り返していたが、00（平成12）年の調査以降は、「危険がある」「危険がないことはない」と答えた者の割合が急増し、03（同

15）年の調査では、8割にも達している。これらは、98（同10）年の北朝鮮ミサイル発射事案、99（同11）年の能登半島沖不審船事案、01（同13）年の米国における同時多発テロ、さらには、昨年来の北朝鮮の核兵器開発問題を含む安全保障上の問題などが影響しているものと考えられる。防衛庁・自衛隊としても、わが国への武力攻撃のみならず、このような不測の事態に対して、より適切に対応できる態勢を平素から構築することに努めているところである。



防衛施設行政にみる50年

わが国の安全保障にとって、自衛隊や在日米軍の活動の基盤となる防衛施設（自衛隊施設や在日米軍の施設・区域）の安定的な使用の確保や在日米軍の円滑な駐留は極めて重要である。この目的実現のため、防衛施設庁は、時代の変化を踏まえつつ基地周辺対策などの諸施策に取り組んできた。

防衛施設庁の設置経緯

52（昭和27）年のわが国の主権回復後、米軍により使用されていた土地は、引き続き在日米軍の施設・区域として使用された。この頃から、基地周辺住民による基地撤廃要求などが高まり、いわゆる基地問題が顕在化した。なかでも、米軍立川飛行場拡張問題は激しい反対運動を引き起こした（砂川事件55～57（同30～32）年）。他方、54（同29）年の自衛隊発足とともに、米軍施設・区域から自衛隊施設への転換が進み、自衛隊も基地問題に対応する必要に迫られるようになった。当初、米軍と自衛隊の基地問題は別個に対応していたが（米軍基地問題は総理府調達庁が担当。その後、58（同33）年に防衛庁に移管）、一元的・効果的に対応する必要から、62（同37）年11月、防衛庁の建設本部と調達庁を統合し、防衛施設庁が発足した。

砂川事件における地元住民の反基地闘争（55（昭和30）年9月）〔毎日フォトバンク=PANA〕

基地周辺対策の充実・強化

防衛施設は、国の防衛のため不可欠な基盤であるが、基地周辺の地域にとっては騒音問題などが生じるとともに、地域開発を制約するなど負の側面も有している。このような相反する利害を調和し、防衛施設の安定的な使用を確保するため、53（昭和28）年以降、防衛施設の使用により生ずる損失の補償や騒音被害の軽減のための措置などを行ってきた。特に、昭和40年代半ば以降、わが国経済の飛躍的な成長に伴い、防衛施設周辺地域の市街地化が顕著に進み、航空機騒音などにより生活環境に深刻な影響を及ぼすようになったことから、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」を制定し、基地周辺対策の充実に努めてきた。

さらに、近年、国民の生活様式の高度化や価値観の多様化を踏まえ、太陽光発電システムの設置助成（モニタリング事業）や住宅の外郭防音工事の促進など基地周辺対策のニーズの変化に対応した施策に取り組むとともに、岩国飛行場滑走路沖合移設事業や艦載機着陸訓練場の確保などの抜本的施策にも取り組んでいる。

時期	法律	主な施策
53(昭和28)年	「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」	在日米軍の活動による、農林漁業等の経営上の損失の補償 ----- 上記のほか行政上の措置により以下の施策を実施 在日米軍及び自衛隊の活動による、 ・障害防止工事の助成（道路、河川など） ・防音工事の助成（学校、病院など） ・騒音等を原因とした建物等の移転補償など
66(同41)年	「防衛施設周辺の整備等に関する法律」	自衛隊の活動による、農林漁業等の経営上の損失の補償 従来から行っていた障害防止工事などの助成を法制化
74(同49)年	「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」*	上記施策に加え、 ・住宅防音工事の助成 ・飛行場などの周辺における緑地帯その他の緩衝地帯の整備 ・特定防衛施設関連市町村に対する交付金などの新たな施策を追加

* 施策の概要については、5章3節2（P296）参照

在日米軍駐留経費負担

昭和40年代後半からわが国における賃金・物価の高騰や円高ドル安が進行したことにより、在日米軍の駐留に関して米国が負担する経費が圧迫を受けている状況を勘案し、わが国は、財政事情なども踏まえつつ、在日米軍の駐留経費を自主的にできる限り負担する努力を払ってきた。具体的には、78（同53）年以降、地位協定の範囲内で、また、87（同62）年から特別協定を締結し、その枠内で経費を負担してきている。

年度	具体的な経費負担
昭和53年度	・在日米軍従業員の労務費のうち福利費など
同 54年度	・在日米軍従業員の労務費のうち国家公務員の給与条件に相当する部分を超える給与など ・在日米軍が使用する隊舎、家族住宅などの整備を実施（提供施設整備費）
昭和62年度	・在日米軍従業員の労務費のうち調整手当など8手当
平成3年度	・在日米軍が公用のため調達する光熱水料など
同 8年度	・日本側の要請による在日米軍の訓練の移転に伴い追加的に必要となる経費

在日米軍施設・区域の返還にかかる取組

在日米軍の施設・区域については、52（昭和27）年以降、逐次返還が進められ、大規模なものとしては、57（同32）年以降の米地上部隊の撤退に伴う整理統合や73（同48）年からは関東地方の米空軍施設・区域の横田飛行場への集約などを行ってきた。

とりわけ、米軍施設・区域が集中する沖縄県については、72（同47）年の復帰以降、施設・区域の返還を逐次進めてきたが、さらに、沖縄県の負担を軽減する必要から、96（平成8）年、日米間において、SACO最終報告を取りまとめ、現在、その着実な実施に取り組んでいるところである。

今後の課題

狭隘な国土のわが国にとって、防衛施設の安定的な使用を確保することは容易ではない。最近では、従来からの防衛施設周辺地域の市街化に加え、生活様式の高度化や環境問題への意識の高まりなど住民意識の変化が見られ、防衛施設の安定的な使用の確保を図る上での課題はますます困難・複雑化している。このため、防衛施設庁は、周辺地域住民の理解と協力を得つつ、時代の変化に対応しながら、課題の克服に努力しているところである。

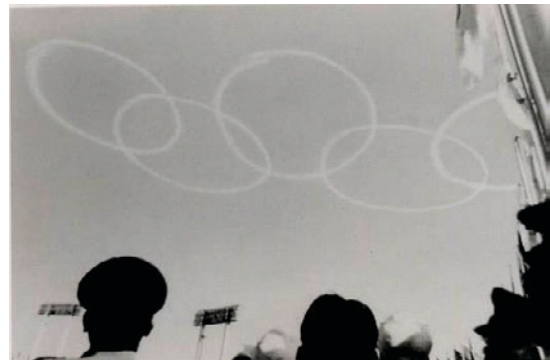


航空自衛隊発足50周年

空自は、防衛庁発足とともに54(昭和29)年7月1日、定員6,738人、航空機148機(昭和29年度末保有機数：練習機と輸送機のみ保有)の体制で誕生してから、本年で50年となる。

以来、わが国防空の任務を果たすべく航空警戒管制部隊や要撃戦闘機部隊などの整備と訓練を重ね、58(同33)年からは、24時間態勢で対領空侵犯措置のための待機についており、現在まで累計2万回弱の緊急発進(スクランブル)を行ってきた。

一方、発足の翌年から地震、火山活動、台風などの自然災害などに対して災害派遣活動を行うとともに、64(同39)年の東京オリンピックでは、空自のアクロバットチーム”ブルーインパルス”が東京の空に五輪模様を彩るなど、各種の国家的行事にも貢献してきた。



第18回オリンピック東京大会開会(64(昭和39)年10月10日)

また、92(平成4)年以降は、カンボジア、モザンビーク、ルワンダ、ホンジュラス、東ティモールなど海外において国際平和協力業務と国際緊急援助活動など多様な任務を着実に遂行してきた。現在は、ゴラン高原とイラクなどにおいて活動を行っている。

美しき大空と共に



航空自衛隊創立50周年

本年、空自では、創立50周年に当たって、国民の一層の理解と信頼を得るとともに、隊員の士気の高揚を図るため、創立50周年記念のロゴ・マーク、キャッチ・フレーズ、イメージ・ソングを作成し、航空自衛隊50年史の編さん、記念式典、広報行事などを計画している。さらに、秋には、多国間安全保障対話の一環として空軍参謀長等会議(ACCJ)の主催を計画している。

空自は、創立50周年という節目を迎え、改めて50年の時の重み、歴史を真摯に受け止め、その良き伝統を継承し、より精強かつ健全な存在として、未来に繋げていかなければならないと考えている。空自としては、引き続き、信念と誇りをもって、国民から真に信頼される組織であり続けるために、隊員一丸となって、日夜、任務遂行に邁進する考えである。



飛行中の要撃戦闘機(F-15)